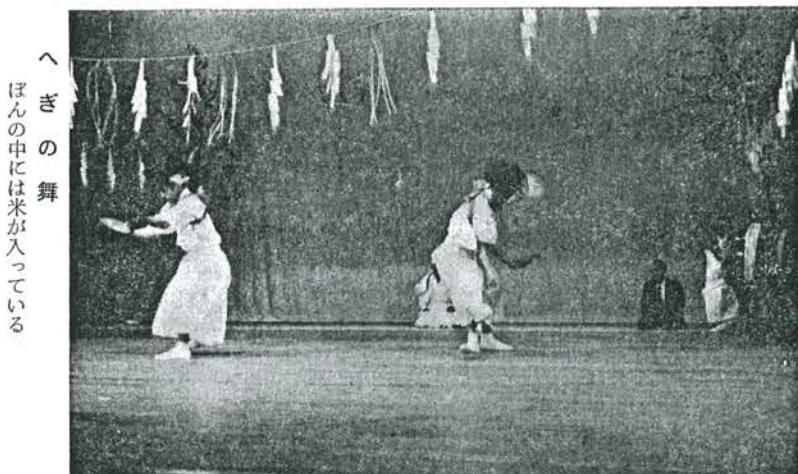


No. 162 昭和51年1月1日

へぎの舞
ほんの中には米が入っている

大豊町文化財等調査委員会（都築健康会長）は、町史発刊について、町内の文化的遺産等の調査活動を行っているが、その手はじめとして、教育委員会から諮詢を受けた磐原神楽、永渕神楽を本町の無形文化財として指定することの価値について調査し、昨年七月十七日答申書を提出した。

これに基づき、教育委員会は八月十六日付で告示するとともに、岩原神楽保存会長下村桂氏、永渕神楽保存会長北村守重氏宛指定の通知書を手渡した。提出された答申内容次の通り。

一、沿革について

この神楽の起源については詳らかではないが、「磐原神社の創祀沿革」による。

大明神として祭ったのがは

じまりのようである。

（九三八）九五六岡崎権六郎重良が伊勢より勧請し

奥荒に社殿を建立し、伊勢

宮に供奉した人達の子孫が

今尚「神御子」として直接

神に仕える制度が残されて

いるところから、この時代

大洪水のため三宝山に社地

を拓き、翌三年遷宮その遷

宮に供奉した人達の子孫が

よりはじまつたものと思わ

る。

二、沿革について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

これを一括して岩原、永渕

神楽と呼称することが適当

と思われる。

三、特徴及び内容について

心に後継者の育成に努力が

はらわれている。

五、まとめ

以上のよう検討をす

る。

六、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

七、後継者の育成に努力が

はらわれている。

八、まとめ

以上のよう検討をす

る。

九、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

これを一括して岩原、永渕

神楽と呼称することが適當

と思われる。

十、後継者の育成に努力が

はらわれている。

十一、まとめ

以上のよう検討をす

る。

十二、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

十三、後継者の育成に努力が

はらわれている。

十四、まとめ

以上のよう検討をす

る。

十五、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

十六、後継者の育成に努力が

はらわれている。

十七、まとめ

以上のよう検討をす

る。

十八、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

十九、後継者の育成に努力が

はらわれている。

二十、まとめ

以上のよう検討をす

る。

二十一、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

二十二、後継者の育成に努力が

はらわれている。

二十三、まとめ

以上のよう検討をす

る。

二十四、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

二十五、後継者の育成に努力が

はらわれている。

二十六、まとめ

以上のよう検討をす

る。

二十七、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

二十八、後継者の育成に努力が

はらわれている。

二十九、まとめ

以上のよう検討をす

る。

三十、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

三十一、後継者の育成に努力が

はらわれている。

三十二、まとめ

以上のよう検討をす

る。

三十三、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

三十四、後継者の育成に努力が

はらわれている。

三十五、まとめ

以上のよう検討をす

る。

三十六、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

三十七、後継者の育成に努力が

はらわれている。

三十八、まとめ

以上のよう検討をす

る。

三十九、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

四十、後継者の育成に努力が

はらわれている。

四十一、まとめ

以上のよう検討をす

る。

四十二、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

四十三、後継者の育成に努力が

はらわれている。

四十四、まとめ

以上のよう検討をす

る。

四十五、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

四十六、後継者の育成に努力が

はらわれている。

四十七、まとめ

以上のよう検討をす

る。

四十八、呼称について

この神楽は、前記沿革

示すとおり同種同系のもの

であるので兩者を区別せず

岐、阿波を経てこの地に入

り定住して伝えたとの説が

ある。

四十九、後

大豊館報は昭和四十六年春川県三豊郡財田町立財田上小学校と姉妹校の縁組を結び大いに活動が認められ表彰されたもの。以下活動内容の主なものをひろってみよう。

本校は児童数一二三、校一、七七四人である。

下十四部落、五七三世帯、会員数及び会費（昭和四

十九年度）

会員数二〇八、一人当たり

会費（年額）一、二〇〇円、

収支決算（昭和四十九年

度）一二六、〇〇〇円、

その他の収入（事業収入）

二七七、八〇二円、計四〇

三、八〇二円

支出（事務費一二、五七五

円（通信印刷、事務用消

耗品代）広報費三五七五

〇円（広報活動関係調査並

用紙その他）活動費二二

八、九七七円（会員のため

の研修会、講習会、その他

サークル活動費、会議費、

学年PTA会費（補助）、

環境整備活動費）学校後援

会費七九、〇〇〇円（児童

書購入補助、教材購入補

助））、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負担

金、学校並に地域行事費補

助、慶弔費、その他）、計

三九一、五五二円、昭和五

〇年度繰越金二二、二五〇

円（残金を繰越金とする）

但し事業収入の九五%は

簡易保険徴収料である

昭和四十八年四月、PT

A本來の目的である会員相

互研修部に重点を置いた組織

面の強化を図り、会長一、

助）、その他三五、二五〇

円（県、郡、町P連負

